

家族や財産を守るため

耐震診断・耐震改修をしましょう！

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など、日本各地で大きな地震が発生しています。また、山梨県においても、南海トラフの巨大地震や首都直下型地震など、大地震が発生した場合、建築物等に大きな被害が発生すると予測されています。

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(旧耐震基準の住宅)は、地震被害に対する安全性が低いとされています



**笛吹市では耐震診断及び耐震改修を行う方に補助制度があります！！
詳しくは裏面をご覧ください！！**

ステップ1 木造住宅の耐震診断 自己負担0円!

木造住宅の耐震診断とは、対象住宅を建築士の方が現地調査し、耐震性(大地震で倒壊しない強さ)を評価するものです。

- ・対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・申請者：対象住宅の所有者かつ居住者

「耐震性なし」と診断されたら…



ステップ2 木造住宅居住安心支援事業

- ①耐震改修工事(設計費用含む)
補助率：10/10 補助金限度額：1,437,500 円
- ②耐震化建替工事(設計、除却費用含む)
補助率：10/10 補助金限度額：1,437,500 円
- ③耐震シェルター設置支援事業
補助率：2/3 補助金限度額：240,000 円

※その他、耐震改修後には、所得税・固定資産税の優遇措置が受けられます。

お問い合わせは 笛吹市役所まちづくり整備課
計画指導担当へ TEL:055-261-3334